●屋内消火栓設備の設置基準●

- 1. 水源の量は消火栓の個数が2以上の場合、2個同時に使用した量以上とする。($2.6m^3 \times 2$ 個) = $5.2m^3$
- 2. 放水圧力はノズルの先端で0.17MPa、放水量は130L/min以上とする。
- 3. 屋内消火栓のノズル先端における放水0. 70MPa以下とする
- 4. 非常電源が必要
- 5. 屋内消火栓には、加圧送水装置の始動を明示する表示灯は赤色とし消火栓箱の内部又は直近に設ける。 ただし標示灯を点滅させて、加圧送水装置の始動が表示出来る場合は表示灯は不要。
- 6.配管は専用とする。ただし屋内消火栓の性能に支障を生じない場合はこの限りでない。
- 7. 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、逆止弁及び止水弁を設ける。
- 8. 配管の耐圧力は、当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧の1.5倍以上とする。

●屋内消火栓設備の設置基準(1号消火栓)

- 1. 防火対象物の階ごとに設ける。
- 2. その階の各部分からの1のホース接続口までの水平距離は25m以下。ただし1号消火栓の場合歩行距離が30mを超える場合は、ホースの長さが40m以上とする。(大阪市)
- 3. 屋内消火栓の開閉弁は床面からの高さが1500mm以下に設ける。

●設置基準(易操作性1号消火栓)

平成8年12月12日付消防予第254号(通知)「1号消火栓の取扱いについて」により、1号消火栓の 新たな種類として「1人操作」可能な「易操作性1号消火栓」の技術上の基準があきらかにされました。 この基準は、消防法施行規則第12条7項(平成9年 3月31日改正)に適合いたします。

●屋内消火栓設備の設置基準(2号消火栓)

- ●「2号消火栓」の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりであること。
- ア. 屋内消火栓は、階ごとに、かつ、当該階の各部分から水平距離15m以下となるように設けること。
- イ.水源の水量は、屋内消火栓の設置個数(2を超える時には2とする)に、1.2m3を乗じた量以上の量とすること。
- ウ. 設置階においてすべての消火栓(2を超える時には2とする)を同時に使用した時に、ノズルの 先端放水圧力0.25MPa以上かつ、放水量60L/min以上の性能とすること。
- エ. 加圧送水装置及び非常電源については、従来通りであること。
- ●「2号消火栓」の設置及び維持に関する技術上の細目は、規則において、次のとおり規定された。 (昭和62年10月23日消防法施行 規則の一部を改正する省令、第30号)
- ア. 第12条第1項(第6号へ並びに第7号イ(イ)、ロ(イ)、ハ(イ)、ハ(ロ)及びホを除く)の規定によること。
- イ.ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。
- ウ.主配管のうち、立上り管は、管の呼びで32mm以上のものとする。
- エ. 消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること。
- オ.ポンプを用いる加圧送水装置の吐出量を消火栓1当り70L/minとすること。
- カ.加圧送水装置の落差、圧力、全揚程を算出する場合における値を25mとすること。
- キ. 加圧送水装置は、消防用ホースの延長操作等と連動して、起動することができるものとすること。
- ●屋内消火栓設備の「消火栓操作方法」表示シール(日本消防放水器具工業会)
- ●現在普及している1号消火栓には、加圧送水装置の起動装置が専用に設けられているもの (W1) 及び非常警報設備の起動装置等と兼用 のもの (T1) が存すること。
- ●1号消火栓の操作には、通常2名以上の者が必要であること。
- ●シールは、消防法施行規則第12条第1項第3 号イに掲げる表示として認められるものであること。
- ●今回の変更に伴い、「屋内消火栓設備の消火栓の操作方法の周知徹底について」 (昭和57年非常11月26日付消防予第238号)は、廃止するものであること。